○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除…………………(同)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)

目

次

……………(都市整備局市街地整備部再開発課

○都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)…

○東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改

規

則

Ŧī.

正

○令和二年五月二十日付東京都公告…………………

Ħ.

告

示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

Ŧī.

○開発行為に関する工事完了…………………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

Ŧ.

東京都

●東京都告示第八百二十二号

(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五

発 行

する。

都市再開発法

組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示 条第四項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発 令和二年六月九日

●東京都告示第八百二十三号

東京都知事

小

池

百 合子

第一 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい ŋ う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

令和二年六月九日

 \equiv

目地内) 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦 丁

東京都知事

小

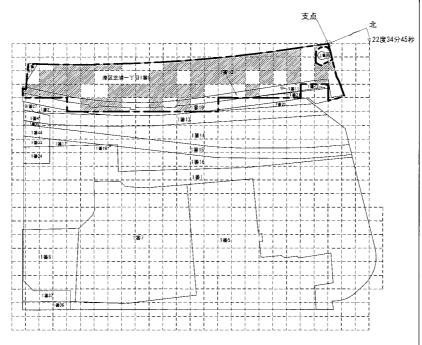
池

百

合 子

 \equiv 害物質の種類 鉛及びその化合物 物、 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物





【凡例】

: 単位区画

: 筆境界 : 調査対象地

: 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区芝浦一丁目1番9の最北端とする。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、 支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



		Х	Y	備考
i	①	0	0	支点
į	2	4. 11	-0. 63	
	3	1. 68	-2, 40	
	4	0. 42	-6. 68	
	(5)	1, 91	-10, 43	
	6	9. 51	-13.87	
	Ø	12. 88	-11.41	
	8	12. 05	-1. 85	

三

※座標値は、港区芝浦一丁目1番9の 最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX、 南北方向をYとした任意座標である。

内

指定を解除する区域

別図のとおり

(新宿区弁天町地

小

池

百

合 子

(平成十四年環境省令第一

九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 土壤汚染対策法施行規則

定有害物質の種類 講じられた汚染の除去等の措置 鉛及びその化合物 土壌汚染の除去

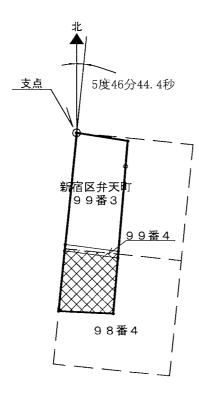
令和二年六月九日 東京都知事

同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ 次のとおり告示する。

十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、 第二項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 平成二十八年東京都告示第千七百九 第十一

●東京都告示第八百二十四号

別 义



格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で 引いた線により構成されている格子を、支点を中心と して、右回りに回転させた角度を示す。

格子の回転角度 5度46分44.4秒

支点

新宿区弁天町99番3の 最北端とする

凡例

: 単位格子 : 筆境界

: 敷地境界

: 指定を解除する区域

 \equiv 変更の概要

別図表示のとおり

変更の区間 八丈循環 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年六月九日

東京都知事

小

池

百 合 子

先から同所二千六百五十三番二地先まで八丈島八丈町末吉二千六百九十六番一地

●東京都告示第八百二十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

の規定により、

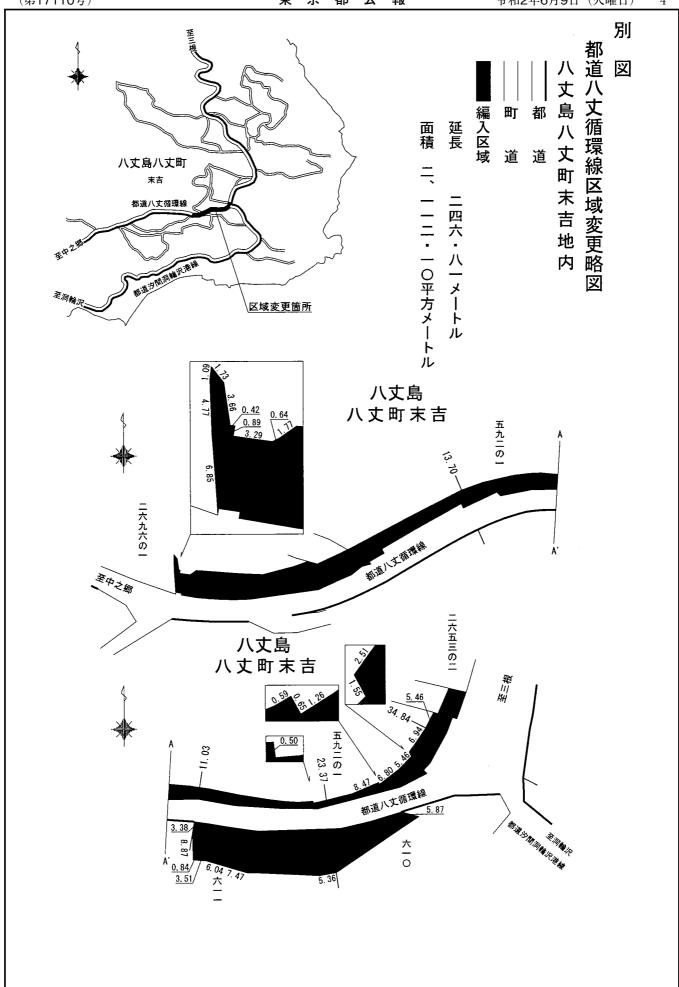
都道の区域を次のように変更する。

第十八条第

項

その関係図面は、

令和二年六月九日から起算して二週間



十六日から一月七日まで」とあるのは「十二月二十六日 日から八月二十三日まで」と、同項第二号中「十二月二 月二十一日から八月三十一日まで」とあるのは「八月八

則 教

規

規則を公布する。 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する

この規則は、

公布の日から施行する。

則

までとする。

令和二年六月九日

京 都 教 育 委 員 会

●東京都教育委員会規則第十九号 東京都立学校の管理運営に関する規則の

部

京都教育委員会規則第八号) 東京都立学校の管理運営に関する規則 を改正する規則 の一部を次のように改正する。 (昭和三十五年東

7 て準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 用する場合を含む。)並びに第五条第一項第一号及び第 第二十七条の六第一項及び第三十八条第一項において準 付則に次の二項を加える。 令和二年度における第四条第一項(第二十七条の四 (第二十七条の四及び第二十七条の六第一項におい

ら十二月三十一日まで」と、第五条第一項第一号中「七 から十二月三十一日まで」とあるのは「八月二十四日か [条第一項中「四月一日から八月三十一日まで」とある 「四月一日から八月二十三日まで」と、「九月一日 三十五番十三及び同番十六 小平市上水本町三丁目千六百 ら同番三まで の各一部並びに三百四番一か

8 から一月三日まで」とする。 令和 特別支援学校の夏季休業日は八月一日から八月二 一年度に限り、第三十八条第一項の規定にかかわ

5

十三日まで、

冬季休業日は十二月二十六日から一

月五日

公

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

令和二年六月九日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

住所及び氏名

に二百七十二番一及び二百七 東久留米市神宝町二丁目二百 十三番から二百七十五番まで 六十五番三、同番三地先並び 三番 東久留米市神宝町二丁目

岡野 進

武蔵野市吉祥寺本町 株式会社住健プランニング 東大和市向原六丁目九百三 十八番の二明恵ビル一階 代表取締役 中澤

アグレ都市デザイン株式会 三十一番十一号 代表取締役 竜

清瀬市中里三丁目千九十五番 代表取締役 株式会社住協 埼玉県所沢市小手指町一丁 目一番地四 安永

告

三

勉

ウ

縦覧場所

五.

清 六

縦覧期間

一丁目 七 縦覧時間

小金井市緑町四丁目三千三番

ページ一段

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号)

第八

意見の概要を公告し、 意見を聴取したので、 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 同条第三項の規定により次のとおり 当該意見を縦覧に供する。

令和二年六月九日

東京都知事 小 池 百 合子

店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十一番七号

株式会社ビックカメラ

店舗名

ビックカメラ池袋東口総合館

兀 意見 設置者名

聴取者 豊島区長

ア

イ 概要

十

意見なし

収受日 **令和二年五月二十五日**

東京都產業労働局商工部地域產業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

成元年東京都条例第十号)に定める休日 令和二年六月九日から同年七月九日まで ただし、東京都の休日に関する条例(平

ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで

正

誤

○令和二年五月二十日付東京都公告

下

正

舎五階五〇一会 日野市役所本庁 日野市選挙管理 委員会事務局

-	(第17110号)	東京	都公	報	令和2年6月9日	引(火曜日)	6
						移 か 五 ら	,
							議室
						-二 香神	*
						目十二番地の一日野市神明一丁	
						舌 日 丁 野 五 野 二 市 階 市 番 神	
発 行						庁舎五階 日野市役所本 日野市神明一丁	
電東東話京						个 ,	
都 ○							
二二) <u>1</u> 宿二二 							
電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 東 京 都							
代号都							
郵便番号 163-8001							
定 価 一 本							
一本号							
送料を							
含しい							
<u>印刷所</u>							
電 東 勝 — — — — — — — — — — — — — — — — — —							
文京区							
三八二 百刷							
二							
-三番-							
(郵送料を含む。) □ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 種3-001 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一							
FSC							
ミックス 紙 FSC [®] C006270							